

商品概要説明書

当座貯金

(2019年10月1日現在)

1. 商品名	・当座貯金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円
5. 払戻方法	・小切手・手形により随時払い戻します
6. 利息	・無利息
7. 手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭にて備え置く手数料等一覧に記載します
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または事業管理部(電話:072-924-6633)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合事業管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合事業管理部にお問い合わせください。)</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この取引は、お客様の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします ・当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます ・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません ・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください ・呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A大阪中河内